

学費の分納について

不慮の災害や経済的理由または家庭の都合等により、学費を納入期限内に納入することができない場合は、分納の許可を受けることができます。

経理課で所定の「一般納入金分納願」を受取り、記入・押印の後、所定の期日までに経理課へ提出してください。

分納の回数、振替日は下記の通りです。(振替日が休日場合は翌営業日)

期別	回数	振替日
第1期	1回目	4月28日
	2回目	6月28日
第2期	1回目	9月28日
	2回目	11月28日

1回の納入額は各期の半額です。

1回目と2回目の納入(振替)が完了した時点で、その期は完納となります。

納入(振替)された学費は、一切返還しません。

納入が確認できず、督促してもなお完納しない場合は、除籍となります。

1回目、もしくは2回目のどちらかを納入(振替)し、休学または退学をする場合、納入された学費は一切返還しません。

※第1年次は入学時に第1期分を納入済みのため、第2期分より分納による支払いができます。